

「成年被後見人の最善の利益」を判断する 根拠に関する研究 その3

—社会福祉士への聴き取り26事例の総括—

西原留美子^{*1}・佐久間志保子^{*2}

**A Study of Factors to Determine the “Best Interests for Adult Disabled People”
Who are in a Guardianship Program(3)
—Based on the 26 cases interviewed to Certified Social Workers—**

Rumiko NISHIHARA^{*1} and Shioko SAKUMA^{*2}

〈抄録〉

判断能力が不十分な人の最善の利益を本人に代わって決定することは、困難を極める作業である。しかし成年後見活動を行う社会福祉士には、「成年被後見人の最善の利益」の判断根拠を説明する責任がある。判断根拠を明確にするためのアセスメント項目作成を目的に研究を開始し、第一段階として2006年に12名の社会福祉士から18事例を、2009年に7名の社会福祉士から8事例の聴き取り調査を行った。後見活動の方針とその判断根拠とした要素の抽出を行った結果、「現在の生活の継続が適当である」とする活動方針の判断根拠には、【病状や障害の状態に適している】【客観的に観察して判断】【施設側が本人の生活ニーズに対応可能】【面会で本人の様子を観察して得た情報】【訪問時の職員の対応】【専門家等の判断】【生活維持が可能な経済状況】等といった項目の他、新たに【支援のネットワークがある】【家族関係・家族役割の維持】が抽出できた。

Key words：成年後見、社会福祉士、最善の利益、身上配慮、アセスメント

I. はじめに

2000（平成12）年に現行の成年後見制度が開始してから10年余が経過した。最高裁判所の統計によれば¹⁾、制度開始初年度の平成12年4月から平成13年3月の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で9,007件であったが、直近の平成22年1月から12月の統計では30,079件であり、1年間の申立件数を比較しても3倍強の増加となっている。わけても法定後見の後見類型の申立件数が24,905件と全申立件数の8割を占めており、この傾向は

制度開始当初から一貫して変わらない。また、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは全体の約41.4%で、その内訳は弁護士が2,918件、司法書士が4,460件、社会福祉士が2,553件で、いずれも前年比増となっている。弁護士・司法書士といった法律の専門家と並び、社会福祉士にも成年後見制度の担い手としての社会的要請が大きいことが見て取れる。

また2010（平成22）年10月には横浜で成年後見法世界会議が開催され、横浜宣言が発せられた²⁾。横浜宣言では、ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」と国際連合「障害者権利条約」への賛意を表し、「成年後見制度の基本原則」と「成年後見人の行動規

* 1 東海大学健康科学部社会福祉学科（Tokai University, School of Health Sciences）

* 2 和泉短期大学（Izumi Junior College）

範」を掲げている。そして「成年後見制度は自由の剥奪となり得ることもあり、人権に関わるものである」とし、「後見人の職務と義務は一般的に公的介入」であり、「各国は専門性の基準を明らかにし、適切な監督手段を提供し、財源に裏打ちされた納得できる枠組みを保障すべきである」と指摘している。日本は横浜宣言に全面的な賛意を表した上で、日本の課題を明示した。そのなかで、「後見類型においては本人の能力制限が顕著である。国連の障害者権利条約第12条の趣旨に鑑みて、現行の3類型の妥当性を検討する必要がある」と述べている。

日本では法定後見の後見類型が申立件数の8割を占める状況であるが、後見類型は全面的な財産管理権と代理権、取消権（日用品の購入等に関する法律行為を除く）が後見人に付与される仕組みである。判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みが、運用によっては権利侵害にも成り兼ねない、両刃の剣とも言える危険性をはらんでいることを自覚しなければならない。

Ⅱ. 研究目的

筆者らは、成年後見制度の開始当初から「ばあとなあ神奈川」（「(社)日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ」の神奈川県における活動母体）に所属し、成年後見活動に関わってきた。成年後見制度は「自己決定の尊重」「残存能力の尊重」「ノーマライゼーション」を基本理念とした上で、「本人の保護」と「本人の意思を尊重した自己決定の尊重」との調和を図ることを制度の理念としている。この理念を明確にする趣旨から、成年後見人等には「身上配慮義務」（民法858条「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」）が課されている。しかし、判断能力が不十分な人の意思確認は困難を極める場合が多い。本人の意思が表明されたとしても、それが本人にとって有益であるとは言い難い場合、本人保護の観点から本人の最善の利益が何かを、本人に代わって成年後見人が判断しなければならない。上山（2008）³⁾ は、「本人の保護というパターンリズム的な要素と、自己決定の尊重や現有能力の活用といった自己決定主義的な要素は、成年後見制度を考えるうえで、どちらも捨てることのできない必需品」であるが、「両者は基本的に向かっているベクトルが逆であるため、常に本質的な緊張関係にある」とし、成年後見人等が職務遂行上、困難な作業に取り組まなければならないことを指摘している。そして両者のバラン

ス調整は、「利用者のベスト・インタレスト（最善の利益）の探求」と置き換えることができる、と述べている。

しかし、困難な作業とはいえ、成年後見人である社会福祉士が「成年被後見人の最善の利益」を何を根拠に判断したのか、専門職としての説明責任が伴う。そのためには「成年被後見人の最善の利益」に関するアセスメント項目を明確にする必要があると考え、次の3点を研究目的として2006年から研究に取り組んできた。

（1）成年後見人が成年被後見人の意思あるいは最善の利益をどのような方法や手順で判断したのかを明らかにする。

（2）身上に配慮した生活支援のあり方を決定する際のアセスメント項目を整理する。

（3）ソーシャルワーク機能と成年後見人としての機能を明確にし、社会福祉士である成年後見人の役割を整理する。

研究の第一段階として、後見事例を受任している社会福祉士を対象に聴き取り調査を行ってきた。第一次調査として2006年に19事例（分析対象は18事例）の聴き取り調査を実施し、健康科学部紀要第13号⁴⁾ 及び第14号⁵⁾ に分析経過を報告した。本稿は、第一次調査に続き2009年に実施した第二次調査での聴き取り事例8事例の分析を加えた、全26事例の総括を行ったものである⁶⁾。

Ⅲ. 研究方法

2008年12月に社団法人神奈川県社会福祉士会「ばあとなあ神奈川」に第二次調査に関する研究計画書を提出し承認を得たのち、「ばあとなあ神奈川」を介して調査対象者に調査依頼を行った。

第二次調査の調査対象は「ばあとなあ神奈川」に所属する社会福祉士のうち、数年にわたり後見活動を継続している後見類型の事例の受任者とし、第一次調査対象者以降に受任した新たな20名とした。対象とした20名のうち、了解が得られた8名に対して2009年2月から3月に面接を行い、受任中の事例9事例について聴き取り調査を行った。なお、8名のうち1名の1事例は後見類型ではなかったため分析対象からはずし、7名⁷⁾ から聴き取った8事例を分析対象とした⁸⁾。

面接は半構造化面接法を用い、後見活動のプロセスにそって、成年被後見人に対する後見活動の方針とその根拠等を聴いた。面接内容は録音して逐語記録を起こした。

分析はKJ法を用いて行った。8事例それぞれについて、逐語記録を原則として一文章ごとに切片化し、前後の文脈を考慮しつつ、後見活動の方針とその判断根拠と

した要素の抽出を行った。

倫理的配慮として、面接の内容を録音すること、知り得たデータは本研究以外に使用しないこと、また途中で中止できることを文書及び口頭で説明し了解を得た。また事例の記載にあたっては、個人が特定できないよう配慮した。

IV. 研究結果及び考察

1. 調査事例の概略

8事例の概略は表1に記載の通り、男性4名・女性4名、年齢は30代1名、40代3名・50代1名・70代1名・80代1名、90代1名と幅広い。障害の別は知的障害3名・知的障害と身体障害の重複1名、知的障害と精神障害の重複1名・精神障害1名・認知症2名である。生活状況は病院入院が2名・施設入所が4名・在宅（グループホーム含む）が2名であった。第一次調査では在宅事例が少なかったため、第二次調査では事例を増やしたが、2事例の追加に留まった。

2. 後見活動の方針とその判断根拠となる要素の抽出

8事例の後見活動の方針と、その判断根拠となる要素の詳細は、表1を参照されたい。

第一次調査では、18事例の後見活動の方針に着目して7つに分類した（表2）。

第二次調査の8事例は、5事例（事例20から24）が分類1の「現在の生活の継続が適当である（病院や施設の他、在宅での生活も含む）」に、3事例（事例25から27）は分類6「将来的な生活の場を検討する必要がある」に該当すると判断した。

3. 考 察

分類1「現在の生活の継続が適当である（病院や施設の他、在宅での生活も含む）」

第一次調査で分類1とした5事例から抽出した判断根拠を基準に、第二次調査で加えた5事例の判断根拠とその要素を一覧にまとめた（表3）。

第一次調査で抽出した判断根拠と共通する要素が、第二次調査でも抽出でき、現在の生活の継続が適当とする判断根拠を再検証し強化することができた。

「現在の生活の継続が適当である」とする活動方針の判断根拠で第一次調査と共通するのは、【現在の生活の場が本人の病状や障害の状態に適している】【成年後見人が客観的に観察して判断】【施設側が本人の生活ニーズに対応可能】【定期的な面会で本人の様子を観察して

第17号（2011）

得た情報】特に【本人と職員の関係性】、【成年後見人訪問時の職員の対応】【本人からの訴えの有無】【本人と成年後見人の関係性】【必要に応じて専門家等の判断】、経済状況が【現在の生活環境の維持が可能かどうか】、家族状況が【家族の協力は得られない】である。

第二次調査で新たに抽出した判断根拠としては、【支援のネットワークがある】【家族関係・家族役割の維持】があげられる。

【支援のネットワークがある】は、特に在宅事例（事例21・23）では、地域において本人の在宅生活を支援する福祉サービス提供事業者やケアマネジャー等の支援者が複数おり必要な支援が得られること、支援者とのネットワーク構築ができる関係があることが、在宅生活の維持継続を可能とする大きな要件となっていた。成年後見人が孤軍奮闘するのではなく、地域の社会資源と連携し、成年後見人は成年後見人としての役割を果たせる体制があることが、在宅生活の継続が適当と判断する根拠になっていることがわかった。

また家族がいない、いても疎遠で【家族の協力は得られない】ことから、現在の施設等での生活の継続が適当と判断する事例が多いなか、親として子としての役割がある場合は【家族関係・家族役割の維持】を積極的に評価し、家族関係維持のために現在の生活の継続が適当であると判断する根拠になることがわかった。

分類6「将来的な生活の場を検討する必要がある」

第一次調査での2事例（事例16・17）に第二次調査の3事例（事例25・26・27）を加えた5事例を総括する。まず、事例16・17・26・27の4事例が、精神科病院に入院中の事例であることが特徴的である。

事例17と事例26は状況が酷似している。病棟では病状が安定しているので、成年後見人としては退院して地域での生活を検討したいと考えているが、本人も病院も退院に積極的ではない。

事例27も病状が安定し主治医の退院許可もあり、成年後見人としては生活支援をしたいと考えているが、成年後見人が適当と判断できる受け入れ先がない。

事例16は症状が安定し本人の希望もあることと、ADL低下に伴う適切な施設を検討する必要性が述べられていた。事例25は長期にわたり入所施設を利用しており、成年後見人としても施設利用の継続が適当と考えていて施設側からも特段の退所要請はない。しかし、法制度の改正が見込まれることから、将来的に退所を余儀なくされる可能性を考え、対処方法について成年後見人が悩んでいた。

成年後見人が精神科病院からの退院が成年被後見人の

表 1 第二次調査の聴き取り事例及び分析結果

事例	年齢	性別	主たる障害	生活状況	後見活動の方針	分類	後見活動方針の判断根拠となる要素
20	30代	男	知的障害 身体障害	施設入所	今の生活が安定している。 現状維持が最適である。	1	●本人の状況（重度重複障害、現施設入所歴が長い） ●家族状況（親族と疎遠） ●経済状況（施設利用料は十分賄える） ●職員からの情報（職員から報告がある） ●施設でのケアに気になることはない ●後見人の訪問に本人から喜びの反応がある ●現施設に長く入所できる
21	40代	男	知的障害	在宅 （グループホーム）	本人の意向を反映しつつ 支援が得られる現在のグループホームが適当である。		●家族状況（親との関係の継続を配慮） ●経済状況（収入は不十分だが預貯金あり） ●本人の状況（トラブル歴あり、配慮を要する行動がある） ●トラブルを未然に防ぐ手厚い支援体制がある ●生活の場に関する判断（本人は一人暮らしを主張するが支援が必要） ●関係者の意見を聞いて支援決定
22	70代	男	知的障害	施設入所	本人にとって現施設が最適である。現施設が終の棲家である。		●家族状況（親族がいない） ●経済状況（年金、預貯金あり） ●本人の状況（意思表示困難、足腰の衰え顕著） ●高齢者対象の施設で本人に合っている、施設の墓に入れる ●訪問時の観察による職員の本人への関わりが適切 ●後見人と職員とのやり取りから本人の状況把握ができる ●支援内容の確認ができる ●施設ならではのよさがある ●苦情はない ●入院が必要な時は施設が手配可能
23	80代	女	認知症	在宅	本人の持っている力を活かして、今の在宅生活を継続することが最適である。		●家族状況（障害のある子どもとの生活） ●経済状況（年金で生活可能） ●本人の認識（サービス利用の拒否、必要性の欠如、困り感ない） ●後見人の説明で本人の納得が得られる ●関係者と後見人の連携で早期発見・早期対応の仕組みがある ●在宅生活のQOLが高い ●母親役割の尊重
24	90代	女	認知症	施設入所	現状維持が最適である。		●本人の状況（意思疎通困難） ●家族状況（親族とは疎遠） ●経済状況（年金と預貯金あり） ●施設が後見人を認めてくれる（申入れへの対応、施設訪問時の事実行為） ●施設はよくやってくれている（訪問時の職員からの報告やケアの様子を観察） ●医療的ケア体制がある ●行政のバックアップがある
25	40代	男	知的障害	施設入所	現施設が最適であるが、法制度の変更によって他の選択肢も検討している。	6	●本人の状況（強度行動障害、意思疎通困難、現施設入所歴が長い） ●家族状況（疎遠、財産侵害があった） ●経済状況（年金あり） ●個別支援の時間が少ない ●個別支援の方法の検討 ●法制度変更への対策（本来現施設の対象ではないが他の選択肢では安定した生活は難しい、法制度の変更により居られなくなる可能性に備え選択肢を職員と相談） ●今後の生活の場を検討する上での悩み（法制度の改正を待つべきか否か）
26	40代	女	精神障害	病院入院	退院について後見人の方針と本人の意思、関係者の判断が乖離している。		●本人の状況（病識あり病棟で安定） ●家族状況（親族がいない） ●経済状況（居住用不動産を処分し預貯金あり） ●本人は後見人の役割を理解している ●医師・ソーシャルワーカーと連携し本人の状況把握 ●後見人は退院を検討 ●本人は入院継続を希望（働くことが不安） ●医師・ソーシャルワーカーは退院に慎重（退院後の社会資源がない）
27	50代	女	知的障害 精神障害	病院入院	生活の豊かさを考えた施設での生活を検討している。		●本人の状況（施設入所中から入院退院を繰り返すも病状安定、主治医の退院許可あり） ●家族状況（疎遠） ●経済状況（年金と預貯金あり） ●入院前の施設へ戻ることの検討（関係者からの助言） ●入院前の施設への不信（施設及び職員の対応に疑問あり） ●病院では生活の豊かさへの支援は不十分 ●生活全般をみることを検討（知人からの助言、個室の検討） ●退院後の受け入れ先がない

※ 1 事例の番号は、第一次調査からの通し番号としてしている。8事例は全て後見類型でなかったため分析対象としなかった事例は除外してある。

※ 2 分類 1 は「現在の生活の継続が適当である（病院や施設の他、在宅での生活も含む）」、分類 6 は「将来的な生活の場を検討する必要がある」という判断。

表2 第一次調査18事例における後見活動の方針による7分類

分類	後見活動の方針
1	現在の病院や施設での生活の継続が適当である
2	現在の施設利用に課題があるが、他の選択肢がないため現在の生活の継続が適当である
3	退院勧告があるものの環境の変化によるリスクを考え入院の継続が適当である
4	法制度上、現在の病院や施設での生活継続が困難なため他の選択肢を検討している
5	成年被後見人にとって最善といえる財産の使い方を検討している
6	将来的な生活の場を検討する必要がある
7	後見類型の見直しが必要である

最善の利益であると考えても、本人や病院の意向との乖離がある場合は成年被後見人がジレンマに陥る。また本人や病院の意向と一致したとしても、退院後の社会資源が乏しいため、退院の実現を困難にしている背景も浮かび上がってきた。

将来的な生活の場を検討する必要がある状況では、成年被後見人が一人で抱え込まず、関係諸機関との連携をもって成年被後見人にとって最善の生活が何かを検討できることが望ましいが、連携が難しい場合は成年被後見人がソーシャルワーカーの役割・機能も果たさなければならぬことが推測される。

V. 今後の課題

本稿では、第一次調査の18事例に第二次調査の8事例を加えた、26事例の総括を試みた。第二次調査では分類1と分類6に新たな事例が加わったが、その他の分類については再検証ができなかった。しかし分類1の「現在の生活の継続が適当」と判断した根拠については、かなり明確にすることができたので、これをベースにアセスメント項目試案を検討していきたい。

また、本人意思の確認をどのように行ったのか、本人意思の確認が困難な場合は何を本人意思と判断したのかについて語る調査対象者は多くはなかった。意思疎通が困難で家族とも疎遠な場合は、本人意思の確認は困難を極める。しかし、本人不在で成年被後見人が代理決定することは、成年被後見制度を巡る世界的な動向にも反することであり、権利侵害にも繋がりがかねない。

この点に関して筆者らは、英国の2005年意思決定能力法における行動指針に着目している。同法とその行動指

針は、本人意思の尊重とエンパワメント支援を徹底している。成年被後見人が同法に従うのはもちろんであるが、判断能力に欠ける人を日常的に世話する人全般を対象として、詳細になおかつ分かりやすく行動を示したものである。2010年8月にロンドンを中心に関係者に聴き取り調査を行う機会を得た。その成果も本研究に反映させて、研究の第二段階であるアセスメント項目試案の検討に進むことが今後の課題である。

注

- 1) 裁判所、成年被後見事件の概況 <http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken.html>
- 2) 日本成年被後見法学会、2010年成年被後見法学会 横浜宣言 <http://www.jaga.gr.jp/pdf/yokohamasengen.pdf>
- 3) 上山 泰（2008年）：専門職被後見人と身上監護、民事法研究会、p34。
- 4) 西原留美子、佐久間志保子（2007年）：成年被後見活動において身上に配慮した生活支援のあり方を決定する際のアセスメント項目の研究—社会福祉士を対象とした聴き取り調査の分析その1—、東海大学健康科学部紀要第13号 pp9-18。
- 5) 西原留美子、佐久間志保子（2008年）：「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究—社会福祉士への聴き取り調査の分析—、東海大学健康科学部紀要第14号 pp83-90。
- 6) 第二次調査後、筆者の個人的事情から本研究を一時中断せざるを得ない時期があり、本稿まで時間を要した。調査から2年余が経過しているが、研究の段階を進めるために聴き取り事例の総括が必要不可欠と判断した。
- 7) 分析対象とした8事例の聴き取りを行った社会福祉士7名は、男性3名、女性4名で、年齢は40代が2名、50代3名、60代が2名であった。社会福祉士になってからの年数は10年以上が6名、10年未満が1名である。社会福祉関係職種の経験年数が20年以上ある者が6名であり、1名は20年未満であった。
- 8) 聴き取りを行った社会福祉士7名のうち、6名からは各1事例、1名からは2事例の聴き取りを行い、計8事例を分析対象とした。一人から複数の事例を用いると当人の判断がどの事例にも反映されることが予測されるため、本来なら一人につき1事例とすることが妥当であるが、事例の数を確保し事例の状況の多様性に着目することを優先させ、8事例全てを分析の対象とした。

文 献

- 新井誠監訳、紺野包子翻訳（2009年）：イギリス2005年意思能力法・行動指針、民事法研究会。
- 上山 泰（2008年）：専門職被後見人と身上監護、民事法研究会。
- 菅富美枝（2010年）：イギリス成年被後見制度にみる自律支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ、ミネルヴァ書房。

表3 分類1 「現在の生活の継続が適当である（病院や施設の他、在宅での生活も含む）」における第一次調査及び第二次調査における判断根拠と要素の整理

判断根拠	第一次調査における判断根拠となる要素	第二次調査における判断根拠となる要素（事例の番号）
【現在の生活の場が本人の病状や障害の状態に適している】	「（閉鎖病棟が）病状にあった生活の場である（だからこそ安定している）」「障害が重度（でも看てもらえる）」「最重度ながら（ここで長年）病状が安定している」	●本人の状況（重度重複障害、現施設入所歴が長い）（20） ●本人の状況（トラブル歴あり、配慮を要する行動がある）（21） ●生活の場に関する判断（本人は一人暮らしを主張するが支援が必要）（21） ●本人の状況（意思表示困難、足腰の衰え顕著）（22） ●本人の状況（意思疎通困難）（24）
【成年後見人が客観的に観察して判断】	「療養環境が整っている」「（客観的に見て現在の本人の）生活状況が安定している」	●施設でのケアに気になることはない（20） ●苦情はない（22） ●施設はよくやってくれている（訪問時の職員からの報告やケアの様子を観察）（24）
【施設側が本人の生活ニーズに対応可能】	「施設は後見人の提案や医療対応など可能な範囲で対応してくれる」「体調の変化に対して施設で対応が可能」「生活全般の面倒をみってくれる」	●現施設に長く入所できる（20） ●高齢者対象の施設で本人に合っている、施設の暮に入れる（22） ●施設ならではのよさがある（22） ●入院が必要な時は施設が手配可能（22） ●医療的ケア体制がある（24）
【定期的な面会で本人の様子を観察して得た情報】【本人と職員の関係性】	「本人にとって心地よい生活環境」「本人が職員にありがとうと言う」「なじみの職員には反応する」	●訪問時の観察による職員の本人への関わりが適切（22）
【成年後見人訪問時の職員の対応】	「職員から成年後見人に報告がある」	●職員からの情報（職員から報告がある）（20） ●後見人と職員とのやり取りから本人の状況把握ができる（22） ●支援内容の確認ができる（22） ●施設が後見人を認めてくれる（申入れへの対応、施設訪問時の事実行為）（24）
【本人からの訴えの有無】	「本人は困っていない」	●本人の認識（サービス利用の拒否、必要性の欠如、困り感ない）（23）
【本人と成年後見人の関係性】	「（本人との）信頼関係に基づく確信」	●後見人の訪問に本人から喜びの反応がある（20） ●後見人の説明で本人の納得が得られる（23）
【他の選択肢は否定され、結果として現在の生活の継続が最適である】		
【必要に応じて専門家等の判断】	「主治医の判断」「第三者の意見」「相続については家庭裁判所」	●関係者の意見を聞いて支援決定（21）
★【支援のネットワークがある】		●トラブルを未然に防ぐ手厚い支援体制がある（21） ●関係者と後見人の連携で早期発見・早期対応の仕組みがある（23） ●行政のバックアップがある（24）
【現在の生活環境の維持が可能かどうか】	「経済状況」	●経済状況（施設利用料は十分賄える）（20） ●経済状況（収入は不十分だが預貯金あり）（21） ●経済状況（年金、預貯金あり）（22） ●経済状況（年金で生活可能）（23） ●経済状況（年金と預貯金あり）（24）
【財産の多寡により選択肢が限られる】	「経済状況」	
【家族の協力は得られない】	「家族状況」家族間で紛争がある、疎遠、音信不通	●家族状況（親族と疎遠）（20） ●家族状況（親族がいない）（22） ●家族状況（親族とは疎遠）（24）
★【家族関係・家族役割の維持】		●家族状況（親との関係の継続を配慮）（21） ●家族状況（障害のある子どもとの生活）（23） ●在宅生活のQOLが高い（23） ●母親役割の尊重（23）

※1 判断根拠の★は第二次調査で抽出したものである。

表4 第一次調査における分類6「将来的な生活の場を検討する必要がある」の2事例（事例16・17）

事例	年齢	性別	主たる障害	生活状況	後見活動の方針	分類	後見活動方針の判断根拠となる要素
16	60代	男	精神障害	病院入院	今後の生活の場を検討している。	6	●症状はあるが安定している ●意思表示はある（が現状認識に欠ける） ●経済状況（財産あり） ●家族状況（疎遠） ●家庭裁判所に相談する ●ADLの低下に伴う適切な施設の検討 ●本人の希望の実現
17	50代	男	精神障害	病院入院	将来的には在宅復帰を目標にしている。病院の退院支援を期待したいが積極的ではないので、転院も検討したい。		●経済状況（財産がある） ●自宅がある ●閉鎖病棟で病状安定 ●退院の可能性を検討 ●本人の意思確認は困難 ●退院支援に積極的な病院に転院も検討 ●在宅生活に必要な社会資源の検討

西原留美子、佐久間志保子（2008年）：「成年被後見人の最善の利益」を判断する根拠に関する研究—社会福祉士への聴き取り調査の分析—、東海大学健康科学部紀要第14号 p85 表1より一部抜粋